

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を目指す上で、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題であるにとらえ、継続的に各種の取り組みを行っております。その取り組みの一つとして、当社取締役会が適切に機能しているかを検証し、その実質的な向上を図っていくために、取締役会の実効性に関して「取締役会評価」を実施いたしました。その内容について以下のとおり報告いたします。

1. 実施内容

1. 前年度と同様に、取締役会の実効性に関するアンケートを実施

【対象者】 当社取締役及び監査役全員

【実施期間】 2020年3月下旬から4月上旬

【質問項目】 (1)取締役会の構成について

(2)取締役会の運営状況について

(3)取締役会の役割・責務について(主に監督機能について)

(4)社外取締役・社外監査役に対する支援体制等

(5)投資家・株主との関係

2. 上記アンケートを基にした意見交換会の実施

2. 実効性評価と分析

取締役会の実効性に関するアンケートの結果を踏まえ、全取締役・監査役出席のもと、意見交換会を実施し、実効性の評価と分析を行いました。その主な内容は以下のとおりです。

【取締役会の構成】

規模、社内・社外取締役構成、経験や能力のバランスについて評価をしました。

当社は、昨年9月30日付「第三者割当による種類株式の払込完了及び発行、資本金及び資本準備金の額の減少並びに代表取締役の異動に関するお知らせ」にて、公表したとおり、昨年9月30日に経営陣が一新いたしました。その結果、業務執行に対する法令順守や社内規則、さらにはコンプライアンスの面において、専門的知見から活発な議論が可能となり経営の監督が強化され、従前よりもガバナンスの効いた取締役会の構成であるとの評価となりました。

【取締役会の運営状況】

開催頻度、議論のための時間確保、時間配分、議論の充実について評価をしました。

取締役会の前日に開催される事前説明会において、議案の説明と予備的な質疑を行う事で、審議すべき課題は整理され、取締役会では、会社全体の方針や戦略、コンプライアンス関連の課題に対して十分に審議する時間が確保されるようになったとの評価となりました。

【取締役会の役割・責務】

具体的な経営戦略の議論、取締役・監査役の報酬、選解任、内部通報制度を含むコンプライアンスについて評価を行いました。

当社は、2019年9月18日付「『事業再生計画』の株式会社東京証券取引所への提出に関するお知らせ」にて公表したとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）の中で、全てのお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、事業再構築のための各施策に取り組んでおります。そうした中、具体的な経営戦略の議論については、新型コロナウイルス感染症による影響への対策を含め、目前の課題への短期的な対応や、事業再生計画の遂行に重点を置いているものの、その議論は十分できているとの評価となりました。一方、経営状況が改善される目途が立った後は、中長期戦略の方向性等に重点を置いた議論が必要との意見で一致しています。

内部通報制度を含むコンプライアンスへの管理監督については、代表取締役が委員長を務めるコンプライアンス委員会から定期的に取り締り会並びに監査役会への報告がされています。また、法令や社内規定に抵触する疑いのある案件があった場合には、社内監査・調査体制の強化により、対応の適時性や的確性を向上するために報告の頻度や即時性を高めていくことで意見が一致しております。

3. 実効性向上に向けた改善すべき取り組み

取締役会の実効性をさらに向上させるための意見・提言をいただいておりますので、以下の項目について改善してまいります。

- 取締役の報酬及び選解任については、役員指名・報酬諮問委員会で適切な審議が行われておりますが、その委員には全ての取締役が含まれることから、委員の見直しを検討いたします。
- 社外取締役と社外監査役による意見交換の場が少ないことから、情報交換や討議の機会を増やしてまいります。
- 当社は、事業再生計画に沿って、事業再構築のための各施策に取り組んでおりますが、取締役会の役割・責務で記述のとおり、経営状況が改善される目途が立った後は、中長期戦略の方向性等についての議論が必要との意見で一致しています。株主・投資家の皆様とも、早期に、中長期戦略についてコミュニケーションが可能となるよう努めてまいります。

以上